

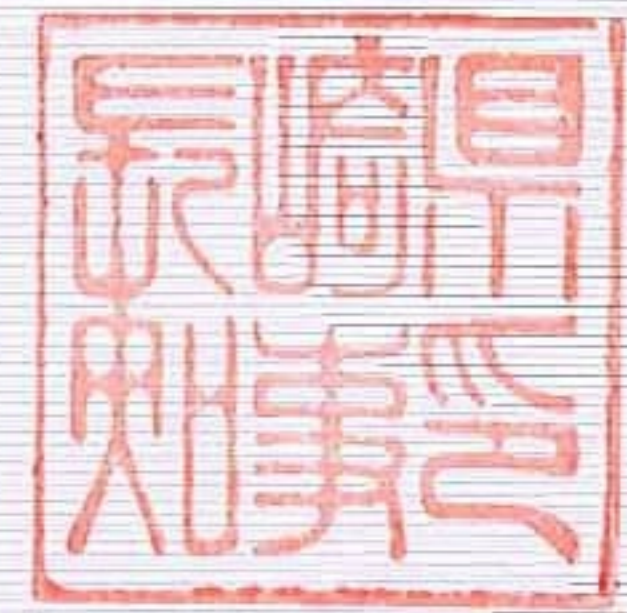
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市大字迫776番地の1

氏 名 株式会社マテリアルデポット 代表取締役 岸 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 平成30年11月15日

許可の有効年月日 平成35年11月14日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、
がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無